

内部統制システム基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備し、当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の内部統制システム基本方針とする。

1. 経営方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とする。

【経営理念】

企業は人によって支えられ人によって繁栄する。

社員はじめ、人々の幸福を保障する為に存続しなければならない。

存続と発展の根源は利益であり、利益は顧客によってもたらされる。

この理念をもって、

“世界に誇れる企業を創り上げる”

また、経営理念を具現化するための基本方針を以下のとおりとする。

【基本方針】

『顧客第一主義』

『重点主義』

『総員営業主義』

2. コーポレートガバナンス方針

当社は、お客様に満足いただけるソリューション・サービスを提供し続けるために、公正かつ効率的な経営に取り組むべく、コーポレートガバナンスの充実を重要課題と考える。適確・明確な経営の意思決定、迅速な業務執行、適切・適正な監督・モニタリングが機能する経営体制の構築に努めるとともに、役員・従業員の法令遵守を徹底する。さらに、株主・顧客をはじめとするステークホルダーの期待に応えるため、継続的に企業価値を高めていくことをコーポレートガバナンスの基本方針とする。

3. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「キューブシステムグループ行動原則」の下、企業活動上求められるあらゆる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ透明性の高い企業活動を遂行すると定めており、以下を励行する。

- （１） 当社の経営理念および経営方針の下に、代表取締役が折に触れその志を役職員に伝え、コンプライアンスは経営の基盤をなすものであるとの認識を徹底する。また、コンプライアンス委員会 委員長は、取締役および使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、当社グループよりコンプライアンス委員を選任し、定期的に委員会を開催していくとともに、全社横断的な啓発、研修等必要な諸活動を推進する。
- （２） 当社グループの事業に従事する者からのコンプライアンス上の問題に関する通報に対して適切な

処理を行うため、内部通報制度の運用に関する「内部通報取扱規程」を制定するとともに、通報先を社内および社外とする通報等窓口を設置する。是正、改善の必要性がある場合については、速やかに適切な措置をとる。

- (3) 前項の通報等を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
- (4) 内部監査室は、コンプライアンスの状況についての監査を行う。監査を受けた部署に是正、改善の必要性がある場合については、速やかにその対策を講ずる。
- (5) 当社は2006年4月から執行役員制度を導入している。2015年6月25日より経営の監督と執行の分離を進めるため、当該制度の内容を改定し、業務執行における責任の明確化を図るとともに、社外取締役を選任することにより、取締役会の業務執行に対する監督強化、ならびに意思決定の迅速化による経営の健全性・効率性の確保に努める。
- (6) 代表取締役、取締役、および当社と委任契約となる執行役員の人事や報酬等に関する決定プロセスにおいて、社外役員の知見および助言を活かすとともに、透明性および客観性を確保し、コーポレートガバナンス機能の一層の強化を図ることを目的に、独立役員を中心とした任意の委員会である「指名・報酬諮問委員会」を設置する。
- (7) 反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力および団体との取引関係を排除し、その一切の関係を持たない。
- (8) 当社グループの内部統制システムについての全般的統制の所管部署を、内部統制・統合リスク管理会議とし、社長執行役員配下に設置する。

4. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる以下の文書（電磁的媒体を含む）および重要な情報は、法令・定款ならびに「取締役会規程」、「職務権限規程」および「文書管理規程」、その他社内諸規程に従い記録し、保存する。取締役および監査役は、その職務上必要あるときは常時、これらの文書等を閲覧できる。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
- ④ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「取締役会規程」、「経営会議規程」、「執行役員規程」および「職務権限規程」を定め、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係わるリスク管理による経営基盤の強化を図るため、内部統制・統合リスク管理会議を設置する。そして、当該会議の配下に、コンプライアンス委員会、セキュリティ推進委員会および働き方改革推進委員会を設置する。また、上記の各委員会および当該業務所管部署において、それぞれその所管の対象事項・リスク管理について策定・配布した規則・ガイドライン、マニュアル等の遵守・励行を図り、適宜その周知のための研修を実施する。なお、またこれら規則・ガイドライン、マニュアル等は、適宜見直してその整備を図る。

事業活動に伴うリスクについては、必要に応じ経営会議、内部統制・統合リスク管理会議および取締役会で審議し、適切な対策を講じ、リスク管理の有効性の向上を図る。

内部監査室は、各委員会および当該業務所管部署と連携し、各部室のリスク管理体制の有効性についての監査を実施する。これらの結果判明したリスク管理上の問題点を社長執行役員ならびに監査役会に報告する。社長執行役員は、重大な改善事項があると認めた場合、被監査部室に対し改善の指示を行う。被監査部室は、改善事項についての改善状況を遅滞なく社長執行役員および内部監査室に報告する。内部監査室はその改善状況を必要に応じ監査役会または、経営会議に報告する。

6. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役会規程、職務権限規程・意思決定ルール
- (2) 経営会議等の諮問・評価機関による会社経営全般の重要事項の審議・検討
- (3) 事業計画策定会議による事業計画の策定、事業計画に基づく業績目標と予算の設定と、ITシステムを活用した月次・四半期業績管理の実施
- (4) 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (5) 独立役員を中心とした任意の委員会である「サステナビリティ・ガバナンス委員会」による取締役会全体の実効性分析・評価
- (6) 統括定例会議等による、組織横断的な営業・業務の統制

7. 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制・統合リスク管理会議が当社グループにおける内部統制を総括的に推進・管理する。また、内部監査室は当社グループの内部監査を実施する。内部監査の結果を内部監査報告書として取りまとめ、社長執行役員および監査役会に提出する。監査結果により是正処理を必要とするものは、被監査部室または被監査会社に対し改善事項の指摘・指導を行う。また、監査結果を踏まえ、全社的に内部統制の有効性・効率性向上に寄与する事項などを全社部長会ならびに業務統括定例会議にて適宜報告する。

内部統制・統合リスク管理会議は内部監査室と内部統制に関する協議や情報交換を定期的に行うなど緊密な連携を図る。

「子会社管理規程」により、子会社の経営上の重要事項については当社承認事項または報告事項とする。承認事項は、承認後の実行状況および結果について当社に随時報告しなければならない。

子会社の取締役・監査役は職務執行を通じ、業務の適正性向上を図るとともに、子会社の会議体運営等において情報収集並びに監督を行う。

8. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役の職務を補助する組織を事業企画部、財務経理部、人事部および総務部とするが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、人数および人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

また、内部監査室が必要に応じ監査業務を補助し、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。内部監査室の人事（任免、異動、懲戒を含む）については予め監査役会と協議する。

9. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

（１） 取締役は、法令・定款および社内諸規程に従い次に定める事項を監査役会に報告する。但し、監査役が出席した会議で開示、説明された事項は、原則として報告におよばないものとする。

- ① 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ② 内部統制システムの運用状況
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 重大な法令・定款違反
- ⑤ コンプライアンス委員会への通報状況および内容
- ⑥ その他コンプライアンス上重要な事項

（２） 使用人は前項①および④に関する重要な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

（３） 監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁ずる。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会および経営会議に出席し、また、監査役が希望した場合にはその他重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的または必要に応じ意見交換の機会を設定する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、通常、監査費用は予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。監査役が監査役職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

12. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを「コンプライアンス規程」

において基本方針として規定し、役員および使用人に遵守させる。

原則全ての新規取引先企業（但し、国有企業をはじめとする一部公的機関等を除く）と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に当該企業集団が反社会的勢力と関係していないことを確認する。

また既存取引先についても、反社会的勢力との関係性がないかにつき、各種データベースを利用し、定期的な確認を実施する。

（最終改定：2025 年 5 月 19 日）